

## 山梨県自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法（平成28年法律第113号）を踏まえ、県内全域における自転車の活用を総合的・計画的に推進していくことを目的として、課題等を整理し、具体的な目標や施策、及び取組等に関し、山梨県版の自転車活用推進計画を策定するため、山梨県自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 山梨県内における自転車活用の現状と課題の整理
- (2) 山梨県内における自転車活用の推進に向けた具体的な目標や施策、及び取組
- (3) 山梨県自転車活用推進計画の策定

## (組織)

第3条 委員会の委員は、優れた見識を有する者、関係団体を代表する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

## (役員)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の中から知事が任命し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会には、第2条の事項をより詳細に調査、検討及び協議を行うため、必要があると認めるときは、ワーキンググループ等を置くことができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務については、山梨県県土整備部道路整備課及び観光部観光企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

## 山梨県自転車活用推進計画策定委員会 委員名簿

平成30年10月11日就任

氏名	所属・役職等
今井 久	山梨学院大学（現代ビジネス学部） 教授
今中 大介	山梨県東京2020オリンピック自転車競技ロードレースアドバイザー 株式会社インターマックス 取締役
大山 勲	山梨大学（大学院総合研究部） 教授
鎌田 誠一	公益社団法人やまなし観光推進機構 理事長
北方 真起	自転車安全利用コンサルタント 自転車安全サポート委員会（じてサポ）代表
絹 代	サイクルライフナビゲーター
功刀 孝次郎	山梨県商工会青年部連合会 会長
長倉 富貴	山梨学院大学（現代ビジネス学部） 教授
早川 誠司	山梨県立甲府工業高等学校 教諭（自転車部顧問） 山梨県自転車競技連盟 理事長

（敬称略、50音順）